

20番議員、日本共産党の金子卓です。

政府は「テロ等組織犯罪準備罪」という口実で、実際の犯罪行為がなくても、話し合いや相談、計画をただけで犯罪とみなす「共謀罪」を創設しようとしています。どのような相談や計画が犯罪になるかは、捜査機関の裁量にゆだねられ、国民の思想や内心まで処罰の対象とする違憲立法です。いまでも労働組合事務所の監視など不当な捜査が行われていますが、「共謀罪」によって捜査機関による市民生活全体への監視・盗聴が横行することになります。そのため「共謀罪」の創設は、過去3回にわたって国民の反対で葬られてきました。「テロ対策」を口実にしていますが、テロとはまったく関係のない通常の犯罪も対象としています。すでに日本はテロ防止のための13本の国際条約を締結し、それにもとづく国内法も整備されています。このもとで、あらためて「共謀罪」を創設することは、秘密保護法、安保法制＝戦争法をはじめ、安倍政権による「戦争する国」づくりをさらに進めるためであり、現代版「治安維持法」というべきものです。

それでは、一般質問に移ります。

## 1、国保の都道府県化について

### (1) 国保の都道府県化スケジュール

1番目は、国保の都道府県化についてです。最初は国保の都道府県化スケジュールです。国民健康保険は2018年4月から、市町村と都道府県が共同で運営する制度に変わります。都道府県化の県のスケジュールと市のスケジュールをお聞かせください。

**<保健福祉部長答弁>** 県から示されているスケジュールは、国保事業費納付金の算定方法について、現在、市町村からの意見集約をおこなっていますが、県が設置する有識者会議において検討し、来年度の7月ごろまでには決定されるということです。その後、決定した算定方法に基づき10月頃から平成30年度の納付金を算出するための本算定をおこない、翌年の1月には市町村ごとの国保事業費納付金の額や標準保険税率通知されるとされています。

市の作業としては、8月ごろ納付金の試算額示されるとされており、それを踏まえ、税率等の検討を始めていくことになると見込んでいます。

### (2) 都道府県化と市の国保税

次は、都道府県化と市の国保税です。国民健康保険の都道府県化により、当市の国保税の賦課方式や法定外繰入などはどうなるのでしょうか。また、国保加入者の国保税額はどうなるのでしょうか。お聞かせください。

**<保健福祉部長答弁>** 平成30年度以降の新制度においては、国保の保険税率は県が定めた納付金を納めるために県から示される標準保険税率を参考にして、市町村が

条例で決定をし、賦課徴収をおこなうこととなります。

(再質問) 賦課方式に関しては条例で決めるとのことですけれど、法定外繰入に関してはどうなのでしょう。

<保健福祉部長答弁> 県が示す国民健康保険運営方針の中で取扱いが示されるということで、それを踏まえて検討していくということで考えています。

### (3) 国保税引き上げの危惧と市の対応・施策

次は、国保税引き上げの危惧と市の対応・施策です。県は市町村との協議を続けていますが、その内容は公表していません。埼玉県は、協議内容を公表し、国保税の試算結果として、統一した算定方法による標準保険税率を適用し法定外繰り入れを除いた場合、市町村平均で30%増になり、増加分が大きい市町村では保険税額が最大70%引き上げられるとしています。このように、国保の都道府県化により国保税引き上げの危惧が多く聞かれます。都道府県化後の当市の国保税について、市の対応・施策を再度お聞かせください。

<保健福祉部長答弁> 市町村の国保税率検討の参考とするための納付金の試算額が8月ごろ示されるので、その試算を分析するとともに、納付金の財源となる国保税の収入額、さらには医療費適正化の状況などをふまえて、市内において十分協議を総合的に検討していきます。なお、国保事業納付金の試算結果などを踏まえて、国保税率改正が必要な場合には、適切な時期に議会の皆様にご説明していきたいと思っております。

お尋ねの財政支援ですが、本市の国保運営状況は、被保険者の年齢構成が高い割には医療費水準は県内中ほどである一方、所得の低い世帯が多く加入するなど、厳しい財政運営となっています。本市の法定外繰入金は、平成27年度の決算ベースで約3億3000万円を一般会計から繰入れをしている状況です。県では、県内統一的な国民健康保険運営方針を定めるとなっていますが、国が示している運営方針策定要領では、決算補填等を目的とする一般会計の法定外繰入れは都道府県化後は計画的・段階的に解消を図るよう求めています。市としては、国による財政支援拡充の効果や今後県から示される運営方針などを踏まえて、その実現可能性について、県などと十分協議していく考えです。

(再質問) 政府は都道府県化にむけたガイドライン等で、「決算補填等目的の繰り入れは計画的に削減すべき」としていますが、同時に、「国保は自治事務であり一般会計からの繰入は制度上禁止されていない」と明言しています。確認をしたいと思います。

<保健福祉部長答弁> 財政支援を禁止していないということについても、運営方針などを見て確認していきたいと考えています。いずれにしても、市の財政支援も問題については、今後検討していくものであると認識しています。

(金子意見) ただいま一連の答弁がありました。高すぎる国保税で加入者は苦しんでいます。その負担をどうするのかという観点での答弁がなかったことは、非常に残念に

思います。高すぎる国保税の負担を抑えるため、当市を含め市町村は一般会計から国保会計に法定外繰入をおこなっています。本来なら、繰入なしで国保会計が成り立つよう国庫負担を大幅に増やすことが必要です。全国知事会も1兆円の増額を求めましたが、国は3400億円にとどめています。来年度からの都道府県化以降も一般会計からの繰入を当市として維持することを強く求め、次に移ります。

## 2、公共交通について

### (1) 基本計画(案)の「公共交通の主な施策」

2番目は、公共交通についてです。最初は基本計画(案)の「公共交通の主な施策」です。総合計画基本計画(案)は公共交通体系の構築の主な取組について「地域拠点を結ぶ路線を中心に、いつまでも誰もが安心・便利に利用できる公共交通体系の構築を進めます」と「地域路線を結ぶ路線」を強調しています。これまでの市の公共交通のあり方とは異なるように感じます。現在の「地域公共交通連携計画」との違いをお聞かせください。

＜政策審議監答弁＞ ふたつの計画とも地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を策定の根拠としています。この法律が平成26年11月に一部改正され、従来の地域公共交通連携計画は任意の計画となり、新たに地域公共交通網形成計画が法律に基づく計画として位置づけられました。新しい計画においては、従来の計画で関連づけられていなかったまちづくりや観光振興等の地域戦略との連携及び地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築を検討し、計画に盛り込むことが必要とされました。この計画の違いとしては、ただいま申した2点を盛り込むこととされたことです。

### (2) 地域公共交通連携計画の見直し

次は、地域公共交通連携計画の見直しです。予算総括質疑で市長は「これからは乗合タクシーを主体に」というように答えましたが、平成22年に策定された現在の「地域公共交通連携計画」は「市民バスを主として、乗合タクシーを従とした市内公共交通」として再構築されました。見直しについての基本的な考え方をお聞かせください。

＜政策審議監答弁＞ 地域公共交通の見直しについては、先日の総括質疑に対する答弁で市長から申したところですが、平成29年度及び30年度の2年間でおこなう考えです。具体的には、29年度に新たに地域公共交通網形成計画を策定し、30年度に地域公共交通再編実施計画を策定し、この2つの計画策定において、地域公共交通の見直しをおこなっていきます。見直しの基本的な考え方ですが、現在の計画は平成22年9月に策定したもので、既に6年が経過し、公共交通を取り巻く状況が年々厳しさを増している中、計画そのものの見直しが必要な時期であると認識しています。これまでは、市民バスを基本に、それを補完する形で予約制乗合タクシーを運行してきましたが、市民バスと乗合タクシーの利用状況も踏まえ、今後の持続可能な公共交通体系の構築においては、市民が

より利用しやすい公共交通に主眼を置き、乗合タクシーを主体として一体的に検討する必要があると考えています。この検討に当たっては、有識者で組織する地域公共交通会議において、先進事例なども参考に、さまざまな意見等をもらいながら、慎重に協議、検討をしていく考えです。

### (3) 市民バス利用者アンケート調査の実施

次は、市民バス利用者アンケート調査の実施です。これまで、市民バス利用者については延利用者数や一便当たりの利用状況等が提供されてきましたが、利用者の実態が明確になっていませんでした。市民バス利用者の実人数や利用可能地域等を把握するため、新路線バス実証運行の利用者に対するアンケート調査と同様の調査をすべきと考えますがいかがでしょうか。

<政策審議監答弁> 本年度から取り組んでいます新路線バスの実証運行においては、利用実績を把握する手法として、利用目的、乗車場所、利用頻度、満足度、意見・要望などについて、利用者アンケートを昨年11月から本年1月までの3ヶ月間実施しました。質問のアンケート調査についても、実証運行同様に、調査、分析等の手法として実施する考えです。

(金子意見) そのアンケートでは、市民バスを利用している人が実数でどの位いるのか。停留所から遠い人は利用できないので、市内全域で何パーセント地域の人が利用しているのか、そういうことがわかるような内容のアンケートにしてもらいたいと思います。市内各種施設の集約化がいよいよ進む中、過疎化・高齢化の元で、移動困難者の足の確保、自動車を持たない方誰もが、いつでも移動できるようにすることは非常に重要な施策であり、限られた方々であります但願いは切実です。このことを強く求め次に移ります。

## 3、太陽光発電施設について

### (1) 市内の太陽光発電施設(既設・計画)の状況

3番目は、太陽光発電施設についてです。最初に市内の太陽光発電施設の状況です。住宅用太陽光発電設備を除く市内の太陽光発電施設の計画も含めた設置状況をお聞かせください。

<市民部長答弁> 平成28年10月末日までの市内の認定状況は発電量10kw以上の発電施設認定総数は912件で、既設件数は298件、計画予定件数は614件です。(※「認定数」とは、経済産業省に対して全量買取制度の適用を受けられるよう申請をし認定された件数)規模ごとの内訳は、1,000kw以上のメガソーラー施設は24件が認定されており既設件数は11件。50kw以上1,000kw未満では31件が認定、既設は13件。10kw以上50kw未満は857件が認定、既設は274件です。

県のガイドラインが施行された平成28年10月以降、50kw以上の施設は事業概要書が市に提出されるようになり直接把握できるようになり、2月末までの提出件数は4件です。

**(再質問)** 現在、農地への設置もおこなわれています。ただいまの数は農地への設置も含めた数だと思いますが、農地への設置状況がわかりましたらお聞かせください。

**<市民部長答弁>** 農地転用の方からデーターを調べました。農地転用したものは85件で、地域別には、大宮地域が39件で41,175㎡、山方地域は12件で25,194㎡、美和地域は8件で8,399㎡、緒川地域は12件で14,908㎡、御前山地域は6件で7,082㎡、市内全域では85件で106,000㎡程度が農地転用されている状況です。

## **(2) 太陽光発電施設設置に係る市の施策**

次は、太陽光発電施設設置に係る市の施策です。大型の太陽光発電に関して、森林の伐採や、地滑り地域への建設、住環境への悪影響など、「乱開発」による住民との対立が全国各地で起きています。環境規制の弱い日本では、事業化に当たってきちんとしたルールや規制を整備しないまま、利益追求を優先した乱開発が起き、環境保全や住民の健康・安全にかかわる問題を引き起こしています。事業者と地域住民の間で軋轢や紛争が生じることは、再生可能エネルギーの導入を、国民的な支持を得て進めていくのに、望ましい状況ではありません。事業の立案および計画の段階から情報を公開し、事業者、自治体、地域住民、自然保護関係者、専門家など広く利害関係者を交え、その地域の環境維持と地域経済への貢献にふさわしいものとなるようにする必要があります。また、大型の太陽光発電でなくても、宅地や農地等への設置においても心配する声が聞かれます。何らかの市の施策が必要と考えますが、いかがでしょうか。

**<市民部長答弁>** 太陽光発電施設設置に関する国の法令や基準がありませんでしたので、平成28年10月以前は県内各市町村の取扱いが異なっていたため、統一した設置に関する基準等を求める要望が多く各市町村からあったことから、県は50kW以上の施設を対象とした太陽光発電施設を適正に設置、管理するガイドラインを平成28年9月に策定して、10月から施行しました。市としては、県のガイドラインに基づき、50kW以上の発電施設を設置する場合には、事業者に対し市に事業概要書を提出し、必要な関係法令等の手続きを県や関係機関と協議するとともに、住民説明会等を開催するなどして、地域の理解を得ながら適正な施設の設置等をするよう指導しています。

**(再質問)** 太陽光発電施設の農地への設置ですが、設置された発電施設が将来撤去されるのかどうか心配の声が聞かれます。事業者によっては設置ただけで会社そのものがなくなってしまうこともあり、あるいは契約書の中に撤去について明記されていない、そういう心配の声も聞いています。今、市内各地で農地にイチヨウが大きく育っていますが、それと同じような目にあうのではないかと。そういう農家の心配の声は届いていないのでしょうか。

**<市民部長答弁>** 現在、太陽光発電設置を推進しているわけですが、私どもの方には、廃止等についての声はまだ届いていません。しかし、当然会社の倒産や都合による事業撤退の場合も考えられるということは認識しています。施設の撤去等については十分県と

関係機関と連携を図りながら進めていきたいと考えています。

**(意見)** 太陽光発電施設の設置については先ほど言ったような心配・懸念が聞かれます。それぞれの担当、環境課・農林課、あるいは農業委員会で実態等の把握に努めていただきたいと思います。それから、ただいま説明のあった県の「ガイドライン」は努力義務です。県のガイドラインのチラシには「独自に条例等を定めて取り組んでいる市町村の場合は、市町村の条例等を適用します」と記載してあります。市施策の策定を要請して次に移ります。

## 4、獣害対策について

### (1) 市のいのしし等被害防止対策

4番目は、獣害対策について、市のいのしし等被害防止対策です。はじめに、いのしし等鳥獣による被害面積と被害額を地域(旧町村)ごとにお聞かせください。

**<経済建設部長答弁>** 本市において、特にイノシシによる農産物被害が大変増えています。平成27年度の有害鳥獣による農作物被害状況は、大宮地域が213アールで96万円、山方地域が42アールで19万円、美和地域が227アールで103万円、緒川地域が78アールで35万円、御前山地域が165アールで328万円、市全体で725アールで328万円の被害です。農作物の種類は水稻です。

**(再質問)** ただいまの被害面積・被害額ですが、この調査はどのような方法でやっているのでしょうか。市行政での調査はやっているのでしょうかお聞かせください。

**<経済建設部長答弁>** ただいまの被害額・被害面積ですが、茨城北農業共済の掛け金関係の面積です。現在、農林課への被害状況報告は、自家消費の野菜、道路の法面、田んぼの畦畔等へのイノシシの出没等の報告が大半で、市民から連絡があった場合は猟友会また捕獲隊へ駆除の要望をしています。そのような状況でして、被害額を把握することは難しい状況です。

**(再質問)** イノシシの被害については切実な声が聞かれます。ぜひ市行政も、自家消費であろうとなかろうと被害状況を積極的に把握する努力をすべきです。

「イノシシの被害防止対策は地域ぐるみでおこないましょう」という見出しの県のチラシは、被害を防ぐには、第一にイノシシの餌となる不要な果実や野菜の処分、隠れ場所となるやぶの刈り払いなどの環境整備をおこなうことが大切です。その上で電気柵などの侵入防止の整備や罠や銃による捕獲をおこないましょうと書いてあります。過疎化がすすむ地域でこういうことができる状況かというのは甚だ疑問ですが、県はそのようにすすめています。市のイノシシ被害防止対策をお聞かせください。

**<経済建設部長答弁>** イノシシ被害防止対策としては「近づけない」「侵入させない」「捕獲する」の3つの対策が基本です。まず近づけない対策では、食べ物を放置しないことや隠れ場となるやぶ等の草刈など地域ぐるみでおこなうことが大事だと考えています。

次に、侵入させない対策では、電気柵の利用が推奨されています。侵入防止柵を適切に設置することでイノシシの侵入を防ぐことができると考えています。市としては電気柵やネットフェンス等の設置費用に対する補助制度を活用してもらい、正しい設置方法等を状況に応じて指導していきたいと考えています。補助制度の実績は、平成26年度に64件の申請で98万3千円、平成27年度は122件の申請で203万4千円の補助金を支出しています。被害が増えているので増額しています。

次に捕獲する対策です。5月から10月の期間は有害鳥獣捕獲隊に委託し捕獲をおこなっています。平成26年度は189頭、平成27年度は237頭、平成28年度は現在284頭と年々捕獲実績を上げています。また、11月15日から翌年3月までの狩猟期間は、市として1頭60キロ未満が1万円、60キロ以上が1万5千円の助成制度を設けており、平成26年度160頭で175万円、平成27年度328頭で347万5千円、平成28年度2月末で約530頭で570万円を支出しています。

今後、有害鳥獣捕獲隊と連携を図るなど、有害鳥獣対策のなおいっそうの充実と、イノシシ出没地域の方々の被害防止のさらなる意識高揚に努めながら取り組んでいきたいと考えています。

**(再質問)** 昨日まで新年度予算の審査がありました。新年度の有害鳥獣捕獲事業費として1404万円が計上されていますが、増えているのはイノシシ捕獲頭数増による助成金で、箱わな購入は6基だけです。市の施策は昨年を踏襲するだけです。これでは市民の切実な要求には応えられません。

大子町では箱わなの貸出し数は196基です。電気柵の設置件数は、個人と共同を合わせ、平成26年度は356件、平成27年度は322件と300件を超えています。常陸太田市でも電気柵の設置件数は平成24年度218件、平成25年度215件と200件を超えています。当市の実績は先ほど答弁がありましたが、新年度の計画数は補助上限額で検査して90件分です。近隣自治体の防止対策は当然調査していると思いますが、比較して当市の被害防止対策をどのように考えているのでしょうか。

**<経済建設部長答弁>** 近隣大子町と常陸太田市との比較ですが、相対的には項目にもよりますが、金銭的には差異がないと考えています。

**(再質問)** 先ほど大子町の箱わな数を言いましたが、大子町では農家の自衛による捕獲を「わな部隊」(\*箱わなの免許取得の試験等を大子町でおこなってもらい、一般の人取得してもらって箱わなを貸し出している現在92人。この人たちの呼び名で、猟友会とは別) として組織しています。常陸太田市ではイノシシ被害防止対策の出前講座を市職員がおこなってきたと聞いています。そのような行政の努力の結果が電気柵器等の設置件数にあらわれているのではないのでしょうか。県がおこなった獣害対策サポーター養成に市職員は参加したのでしょうか。JA常陸や農業共済組合の獣害対策サポーターを講師として、昨年のような講習会ではなく、希望する地域に出向いて講習会をおこなうなどして、

地域ぐるみのイノシシ被害防止対策を推進してはどうでしょうか。

また、新年度からの新規事業の地域創生まちづくり事業（\*予算概要書より…財源として7億円の基金を積立て、市民と行政の協議により、地域の特性を生かした元気なふるさとづくりビジョンを策定し、地域振興を推進する）に、このような地域ぐるみのイノシシ被害防止対策も対象とすべきではないでしょうか。市長の考えをお聞かせください。

**<経済建設部長答弁>** 獣害対策サポーター養成ですが、県が開講した茨城猪塾で、平成24年度から27年度までの事業であり、約半年間のうち6回の講義及び実習を受講した人に対して獣害サポーターの修了証が授与されます。当市の職員も平成24年度に2名参加しましたが、職務の関係で6回のところ2回の出席で修了証はもらえなかったという状況です。

**(再質問)** 新年度からの新規事業の地域創生まちづくり事業ですが、これからどのようなものを対象にしていくかということが決められるわけですが、市長の考えとして、地域ぐるみのイノシシ被害防止対策、このような事業も対象とすべきではないかと考えるのですが、市長の考えをお聞かせください。

**<市長答弁>** 移動市長室が終わりましたが、どの地域でもイノシシの問題が大変困っていると出されました。今、予算の審議をしてもらっていますが、必要になってくるものは、その都度補正予算等で対応していきたいと思います。イノシシの捕獲についても、近年多種多様化していますので、より有効なものが出てくればすぐに対応していきたいと考えています。今出された獣害対策サポーターですが、今回は途中で時間的な制約があって全部受講できなかったという報告を受けていましたが、今度は積極的にその資格を取らせるようにして、各地域の皆さんと連携しながら大変なこのイノシシ被害対策に市民のみなさんとともに考え行動し、対応していきたいと思っています。どうか議会の皆さん方からも情報を寄せてもらい、この対策をしっかり進めていきたいと思っています。

先ほど3つの、近づけない、侵入させない、捕獲するという事を担当部長が答弁しましたが、その前にイノシシは大変用心深い動物だそうで、まずは山あるいは地区を荒らさないように、そして見通せるようにしていくことがひとつの基本的な問題かなと思いますので、山を荒らさない、竹林等も荒らさない、こういうことにも心がけていきたいと思っています。

**(再質問)** ただいま、山を荒らさない、家の周辺を荒らさないという話をされましたが、今の過疎化・高齢化の中で、地域ぐるみでそれをおこなうのは非常に大変なことです。お金も必要です。地域創生まちづくり事業のひとつの対象としてはどうなんだろうという私の質問に対してはお答えがなかったのですが、ぜひ、この地域ぐるみのイノシシ被害防止対策を今度の7億円の基金でおこなう地域創生まちづくり事業の対象にするよう、積極的に検討するよう要請して、それについての市長の答弁を再度求めます。

**<市長答弁>** 通常予算の中で対応できないときには、工夫して知恵を出して基金から対応できるものがあれば当然対応していきたいと思っていますのでよろしく願います。

(金子意見) ぜひ、新しい制度の地域創生まちづくり事業の対象となるように、積極的に行政としても考えていただきたいと思います。次に移ります。

## 5、公共施設等総合管理計画について

### (1) 喫緊の課題として説明した公共建築物の取組方針

5番目は、公共施設等総合管理計画について、喫緊の課題として説明した公共建築物の取組方針です。市公共施設等総合管理計画の説明の中で喫緊の課題とした中で、ひとつとして、庁舎、特に御前山総合支所の取組方針、ふたつ目として、公民館、集会施設の取組方針について説明を求めます。

<総務部長答弁> 公共施設等総合管理計画においては、現時点で課題等を有する公共施設に関して、庁舎等の行政系施設を始めとして、9つの類型に分けた中で取り組み方針を定めています。また、その中でも特に建設物の老朽化といった比較的早い段階での対応が求められる施設に関しては、やや具体的な取り組み方針などを盛り込んでいます。

こうした中、御前山総合支所に関する取り扱いですが、東日本大震災の影響により建物の安全性が失われています。庁舎としての活用が難しいということがあることから、今後は施設そのもののあり方等について見直しを図る考えです。また、この件に関してですが、昨年12月20日の御前山地区の区長会議において、支所機能の集約化と合わせて説明しました。合わせて各地区の住民の皆様への周知の対応について依頼しました。

なお、現在は当該施設の一部を防災無線の管理室として使用している経緯もあり、防災行政無線のデジタル化が図られる平成30年度を目途に具体の対応を図っていく考えです。その際においても、あらかじめ住民の皆様への情報提供などを十分におこないながら慎重に対処していきたいと考えています。

続いて、公民館・集会施設の取り扱い、取り組み方針ですが、これらについては、生涯学習としての場、そして地域活動の拠点となる地域コミュニティの場等の役割を担っています。地域住民にとっては生活に密着した非常に大切な施設です。また、公民館に関しては、その多くが地区の集会所であるとか、指定避難所、防災センターといった重要な役割も担っています。こうした中、これら分館を含む公民館、そして集会所の取り扱いに関しては、平成28年3月に社会教育委員会から答申された内容などを踏まえて、現在、生涯学習課所管の公民館検討委員会において、公民館制度のあり方とか、公民館施設の適正配置等に関する協議、調整が進められています。いずれにしても、公民館・集会所などの持つ重要な役割・機能を十分に配慮しながら、適切な対応を図っていく考えです。

(再質問) 御前山総合支所に関して、その取り扱い方針の中で、現在2ヶ所に分散している総合支所機能、それをどうするのかについても記載されています。答弁がなかった

ので説明を求めます。

＜総務部長答弁＞ 御前山総合支所の機能については、現在、保健福祉センターと市民センターの2ヶ所に区分していますが、今年4月より市民センターの経済建設課の業務を保健福祉センターに移して、支所機能の集約を図る考えです。

（再質問） 御前山総合支所ですが、ただ今の説明ですと、保健福祉センターの本来の機能はどうする考えなのか。また、あそこは放課後子ども教室としても使用していると聞いています。これもどうするのでしょうか。また、地域住民の強い要求である被災した御前山総合支所建物、地域の方は修理して存続、活用してほしいという強い要求がありますが、その建物の取り扱いについてどのように考えているのでしょうか。

それと、公民館・集会施設の取り扱い方針ですが、公民館と公民館分館のあり方をどう考えているのでしょうか。教育委員会担当だと思いますが、答えられる範囲で答えてもらいたいと思います。公民館分館については、集会所への移行も含め統合・縮小について検討と書いてありますが、過疎化・高齢化が進む中、身近な存在である公民館分館の存続、また公民館活動にとってふさわしい体制は教育行政にあると思いますが、そのように考えないのでしょうか。答弁を求めます。

＜総務部長答弁＞ 保健福祉センターの建物ですが、新年度の早い時期をもって窓口機能の充実、利用の少ない休憩室等がありますので、それを相談室に改修するといった支所機能を含めた施設環境の充実を図る考えです。今後は、支所及び保健センター双方の機能を備えた複合施設として有効活用を図る考えです。付随する放課後児童クラブ等の運営ですが、引き続き維持をしていく考えです。

総合支所庁舎ですが、先ほど施設のあり方を見直すという答弁をしましたが、以前までの総合支所庁舎は、地震等により損傷し建築物としての安全性が確保できないという事実がありますので、今後は適当な時期を捉えて取り壊しの方向で対応していく考えです。

それから、公民館と公民館分館のあり方です。これについては、現在、地区公民館が各地域ごとに各1施設でけい施設、分館は大宮地域に8施設、山方地域に12施設あります。このような状況からは、特に2地域のみ存在する分館の取り扱いが課題になると考えていますが、現在、生涯学習課を中心に協議が進められています。今後、集会所等のあり方も含めて調整が図られるものと考えています。